

家族中心の制度の個人化のために

—家族的ニーズの分節化アプローチから—

本合 慧佐

目次

はじめに

1. 個人化の進展と停滞
 - 1.1 個人化とは
 - 1.2 家族の個人化
 - 1.2.1 家族の枠内での個人化
 - 1.2.2 家族の本質的個人化
 - 1.3 個人主義なき個人化

2. 現行制度と制度の個人化
 - 2.1 家族を重視した福祉とその問題
 - 2.1.1 ケアの担い手
 - 2.1.2 男性稼ぎ主モデル
 - 2.2 制度の個人化へ

3. 制度の個人化を阻む課題
 - 3.1 制度の個人化への懸念
 - 3.1.1 家族の絆
 - 3.1.2 依存者へのケア
 - 3.1.3 アイデンティティ
 - 3.2 ニーズの分節化

4. 制度の個人化の実現のために
 - 4.1 3章までのまとめ
 - 4.2 求められる制度
 - 4.2.1 制度の個人化
 - 4.2.2 ケアの社会化
 - 4.2.3 新しいパートナーシップ

おわりに

参考・引用文献

はじめに

大学での学びを通して様々な生きづらさに触れ、それらの解消はマイノリティのみならずマジョリティにとってもより生きやすい社会へとつながっているとわかった。しかし、自分自身に引き付けて考えてみると、従来の規範を解体していくことが私自身の生きづらさを解消するにもかかわらず、規範に迎合することで安定や利益を得たいという感覚があることも事実である。例えば性別役割分業規範は解体するべきだと感じ、結婚後は平等に家庭内労働を行いたいと考える一方で、現在の男女の賃金格差を考えれば私自身は「男らしさ」を満たす人間として、収入を得なければいけないという感覚は消えない。また、従来の結婚制度のもつ排他性や「かくあるべき」という家族像に息苦しさを感じつつも、結婚の持つ制度上の優遇や支え合いを欲する自分がある。このように、多様な個人が尊重されていく過程で従来の規範が揺らいでも、実際に「望ましい」とされ優遇されている生き方があると、そこから外れることに不安を感じ、安住したいと感じてしまう。このような感覚と、特定の生き方を優遇する制度が、様々な差別や不均衡を温存しているように思う。そこで、家族の領域における特定の生き方を優遇する制度と個人化を研究のテーマとすることにした。

本論文の目的は、家族中心の制度の個人化を実現するまでの道のりを明らかにすることである。そのために、日本の家族の個人化の変遷、現状と現行の制度の課題、そしてその乗り越え方などを研究範囲とする。この際、個人化の流れは不可避で不可欠であるという立場をとって論を進める。情報は文献とインターネットで収集したものを参考にした。

第1章では、個人化という概念の基本的な部分について確認し、様々な見方を整理したのち、本論文が依拠する視点を提示する。続く第2章では、現行制度に目を向け、その特徴とそれによって生まれる問題を分析する。第3章では、個人化に対する懸念として「家族の絆」言説、依存者へのケアの問題、アイデンティティの問題の三つを検討し、あるべき制度の方向性を探る。それらを踏まえて第4章では、家族中心の制度の個人化を実現するために求められる変革や制度を考察する。

1. 個人化の進展と停滞

本章では、様々な個人化概念について整理し、本論文で焦点を当てる個人化概念を提示することを目的とする。

1. 1 個人化とは

個人化とは、大きく「ある『社会的現実』に対する選択可能性(解消可能性も含む)の増大」のことである(山田 2004 : 342)。個人化という概念については様々な社会学者が論じているが、本節ではウルリッヒ・ベックとエリーザベト・ベック＝ゲルンスハイムの理論を中心に整理していく。ベックによれば、個人化とはとりわけ二つの意味によって特徴づけられるという。一つ目が「かつて存在した社会的形態の解体」という意味、二つ目が「新たな要請や

統制、制約が個々人に課せられつつある」という意味である（ベック 2022=2002 : 3）。ベックは「第一の近代」、「第二の近代」という用語を用いて、現在進行している形の個人化と従来の近代社会で進行してきた形の個人化を区別している。

「第一の近代」には、人々が伝統的な共同体から解放されて自由な個人となり、家族や職場といった中間集団に「再埋め込み」（ベック 2022=2002）された。この「再埋め込み」は、人々にとって近代化の際のリスクや不安定さに対する緩衝材として働いた一方、個人化が部分的なものにとどまった要因にもなった。「第一の近代」は、男性は安定した職に就き引退後は年金をもらい、女性は家事育児に従事するという近代家族が成立した時代ともいえる。落合は、「第一の近代」の社会構造の確立は、第一次人口転換、すなわち高出生率・高死亡率から低出生率・低死亡率への転換と関連付けられると指摘する。人生の安定性と予測可能性が増し、誰もが結婚し生涯を添い遂げることが可能になった時代といえる（落合 2013a : 7）。

「第二の近代」には、中間集団が安定性を失い、「再埋め込みなき脱埋め込み」（ベック 2022=2002）が進展する。「第一の近代」において人々を縛っていた規範、例えば性別役割分業規範などが弱まり、ライフコースが自由化し、個人化されていなかった領域にも個人化が徹底されることになる。自分独自の人生を送ることが、ますます多くの人に要求される。しかし、これは家族や職場などの中間集団という緩衝材の衰退とトレードオフの関係にあり、リスクが個人に降りかかるようになったり、アイデンティティが所与のものではなくなったりする（ベック 2022=2002）。落合は、「第二の近代」と第二次人口転換、すなわち人口置換水準を割り込む水準への出生率低下を関連付けており、個人化や親密性の変容という特徴は第二次人口転換とその帰結であると分析している（落合 2013a : 6-9）。しかし、個人化の徹底によってすべてが自由になるわけではない。「国家は（中略）人々が自分独自の人生をより一層組織するというルール」を課しているのである（ベック 2022=2002 : 41）。この点について、鈴木は以下のように述べる。

ライフコースの脱標準化/多様化は、個人による選択の余地を拡大し自己決定の重要性を高めるが、選択が可能な範囲は、依然として労働市場、福祉政策、教育制度などによって規定されている（鈴木 2015 : 7）

これをベックは「制度化された個人主義」（ベック 2022=2002 : 19）という言葉で表現している¹。「社会の基礎的な条件が個人化を助け、あるいは強いる」（ベック 2022=2002 : 14）状況にあり、個人化の方向性やその程度は、例えば制度上で同様に結婚と同程度の保護を与えるなどの、制度によって後押しされ、また規定されているのである。

1. 2 家族の個人化

家族は自明で安定的な領域とされてきたため、個人化を論じる際に最もふさわしい領域

¹ 「制度化された個人主義」という言葉自体はタルコット・パーソンズ（2002=1978 : 281）による。

の一つであるが、そこには二つのレベルが存在する（山田 2004）。これは、「第一の近代」における家族の個人化と、「第二の近代」における家族の個人化と言い換えられるだろう。本節では、山田による「家族の枠内での個人化」と「家族の本質的個人化」という言葉を用いてその理論を整理する。

1. 2. 1 家族の枠内での個人化

まず一つ目が、家族の枠内での個人化である。言い換えれば、「家族関係自体の選択不可能、解消困難性を保持したまま、家族形態や規範、行動等の選択可能性が増大するというプロセス」である（山田 2004 : 344）。家族という外枠が維持されているため、この個人化は部分的なものにならざるを得ない。そしてこれはさらに二つのタイプに分類できる。家族以外のシステムからの家族の自由化と、家族の内部での行動の自由の増大の二つである。前者は、家族に対する社会の期待に応えるか、応えないかを選択する自由を得ることと言い換えることができる。地域社会、近隣、親族などとのつながりは維持されつつも、規範による拘束性が低下することで家族という主体が選択肢を得る（山田 2004）。後者は、家族からの期待に応えるか、応えないかを選択する自由を得ることと言い換えられる。例えば「家族そろって何かを行う」などの、家族成員間の期待による拘束性が低下することで、行動に多くの選択肢が生まれる（山田 2004）。統計上では、家族で一緒の時間を過ごす割合の減少や、男性の家事関連時間の微増、女性の社会進出などに表れている（総務省統計局 2021）。このように、様々な種類の「規範に反する選択肢が用意され、個人の意志に委ねられ、規範に反した場合のサンクションが低下する状況」が家族の枠内での個人化といえる（山田 2004 : 346）。

家族の枠内での個人化によって、家族成員間の利害や価値観の衝突が顕在化することになる。なぜなら、両者が従うべきとされる期待・規範が弱まるからである。山田によれば、「家族の各成員の自由選択が予定調和して、全員満足の結果を得るという仮定」は現実的ではなく、家族自体が解体できない以上は、衝突の解決のために「家族成員の中のメンバーの一部、もしくは、全部が、意に反した決定に従わざるを得ない」（山田 2004 : 348）。さらに、その解決は成員間の勢力関係に依存し、「強者」の意思が優先されるという。山田は次のように述べる。

個人化は、常に、資源をもつ強者に有利で、弱者に不利に働く。つまり、家族規範が弱体化して、規範による抑圧（不本意な選択）がなくなる代わりに、勢力が弱いことによる抑圧（不本意な選択）が生起する（山田 2004 : 348-349）

資源を持つ強者に対抗する手段は家族の内部には存在せず、従わないためには家族の外から力を借りるか、家族関係の解消という手段をとるしかない。このようにして、家族の枠内での個人化による勢力闘争は、必然的に家族の本質的個人化を導く（山田 2004）。

1. 2. 2 家族の本質的個人化

家族の個人化の二つ目のレベルが、家族の本質的個人化である。ベックらが近年強調しているこの個人化は、「家族関係自体を選択したり、解消したりする可能性が増大するプロセス」である（山田 2004 : 344）。これによって、夫婦関係や親子関係などの家族それ自体を解消する、そもそも結婚しないなどの選択肢が生まれ、個人の意思によって選択可能になる。

この状況は、家族関係の自明性、安定性が失われ、近代家族における特徴であった選択不可可能性、解消困難性が崩れるということと表裏一体である。家族の枠内での個人化とは異なり、家族自体の存在意義が問われる、言い換えれば家族関係が「単にお互いが『利益』がある限りの結びつきであり、利益がなくなれば解消する関係になる」点が、本質的な個人化であるといえる（山田 2004 : 346）。さらに、現在進行している家族の本質的個人化は、地域共同体などの「家族以外の関係がもうすでに個人化しているなかでの、家族の個人化」（山田 2004 : 352）である点が歴史的に特異であるという。人口統計上では、離婚の増加や非婚化などに表れる。離婚件数は平成 14 年の 28 万 9836 組をピークに減少傾向にあるものの、平成 14 年の婚姻件数が 75 万 7331 組、令和 2 年の婚姻件数が 52 万 5507 組と婚姻の数が激減していることから、離婚の割合自体は増えておりより身近になっているといえる²。

このような個人化によって、家族関係にリスクが生まれ、階層化がもたらされる。まず、選択する自由を得るのは自分だけではないため、「関係がいやなら、一方的に離婚できるということは、いつでも、一方的に離婚されるリスクと隣り合わせということである」（山田 2004 : 349）。誰もが結婚して家族を形成し、その後は添い遂げるという規範の浸透した時代には、逆に言えば規範に従うだけで結婚しそれを維持することができた。しかし、家族の本質的個人化が進むと、家族成員にメリットを与え関係を維持する努力が必要になる。さらに、そのリスクは平等なものではない。例えば、結婚を単に損得で考えるようになれば、性的・人間的魅力や経済力をより持っている者はより簡単に関係を解消するという手段がとれるし、自分の望む形の家族を作りやすいといえる。反対に、そういった資源を持たない者は、自分の望まない形の家族を作ったり、家族から捨てられたり、そもそも家族を作れなかったりというリスクを負わされることとなる。このように持てる者と持たざる者の階層化が起きるといえる（山田 2004）。

以上、本節では家族の個人化について「家族の枠内での個人化」と「家族の本質的個人化」の二つに分けて整理した。現代日本において、これら二つのレベルの個人化が進みつつあるといえるだろう。

1. 3 個人主義なき個人化

1 章 1 節で述べたような個人化概念、すなわちベックの言う「制度化された個人主義」としての個人化は、「家族主義」（アンデルセン 2001 : 22）的傾向の強い東アジア圏においてはあまり当てはまらない。人口統計上は欧米諸国に類似した傾向を示している部分もあるものの、1 章 2 節、3 節で扱ったような個人化は異なる要因によって生じたものである。東アジアの「個人主義なき個人化」ともいうべき過程は、社会が個人化を要請することではなく、過剰な要求が課される家族の回避という形で現れる（張 2013）。

² 厚生労働省 人口動態統計 平成 14 年 結果の概要

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei02/youyaku.html>
(2023/1/31)

令和 2 年 結果の概要

https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei20/dl/02_kek.pdf
(2023/1/31)

まず、日本の個人化は制度によって後押しされたものではない。張によれば、東アジアの各国には晩婚化や独身化、家族解体などの傾向がみられるものの、同時に家族の価値や血縁関係を今もなお重視しているという（張 2013：40）。実際に、日本の独身者の多くがいずれは結婚しようと考えており、その割合は男性が 85.7%、女性が 89.3%である³。「あなたにとって一番大切と思うものはなにか」と問われた際には、「家族」と答える人が 41%であり、二番目に多い「愛情・精神」の 23%、三番目の「生命・健康・自分」の 20%を大きく引き離している⁴。家族をなによりも大事なものだと考えているといえるだろう。また、詳しくは 2 章で述べるが、日本の福祉制度はその多くが家族の存在を前提としている。むしろ、自由民主党の憲法改正草案に「家族は、互いに助け合わなければならない」という一文が入るなど、個人化とは真逆の方向へ向かおうとする気配もある。落合によれば、「アジアの家族は揺らいでいるが、福祉国家建設のような制度的対応が進まないため、新たな形にふみだせない」のだ（落合 2013a：29）。それにもかかわらず、日本を含む東アジア圏で人口統計上は個人化が進展しているのはなぜなのだろうか。

日本の人口統計上の変化は、人々が家族への増大した要求を回避することで進んできた。「圧縮された近代」（張 2013）や「半圧縮近代」（落合 2013b）という言葉で表されるように、日本を含む東アジア諸国は欧米に比べ短期間で近代化を果たした。その際の「急速な社会の変化のなかで、個人が背負うリスクや負荷の受け皿として家族が機能してきた」のである（落合 2019=1994：268）。福祉国家となるための十分な富や時間がなかったともいえるだろう。しかし、「第二の近代」において国家や地域、企業、福祉制度などが家族を支える力を失うなかで、家族自体も社会の生産と再生産に関する機能を果たせなくなっている（張 2013）。張は自身の「リスク回避的個人化」という言葉に関連して、以下のように述べる。

家族の制度的衰弱は、家族関係が社会的資源から個人的リスクへと変わることをうながす。個人は、人生の個人化された諸段階を拡張することで、またはそれに回帰することで、これらの（第一および第二の）近代の家族関連リスクを最小化しようとする（張 2013：43）

何かあったときに家族に頼ることができるという事実は、同時に家族成員に何かあれば助けなければならないことを意味する。例えば、子育てのためには莫大な金銭や時間かけることを覚悟する必要があるだろうし、配偶者が働けなくなった場合は養わなければならない。こうして個人化は、家族や規範ではなく自分個人の幸せを重視するという意味での、理念としての個人主義の発展とは無関係に進展することになる。家族が支え合う社会だからこそ、家族からの逃避、すなわち独身時代の延長としての晩婚化や独身への回帰としての離婚などが起こるのである（落合 2019=1994）。また家族からの逃避といっても、婚外子出産の

³ 国立社会保障・人口問題研究所 第 15 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/doukou15_gaiyo.asp（2023/1/31）

⁴ 統計数理研究所 日本人の国民性 第 14 次全国調査 #2.7 一番大切なもの <https://www.ism.ac.jp/survey/KSResults/Tables/Section2.html>（2023/1/31）

ように積極的に家族を否定するような選択は取りづらい。「家族が助けてくれなくなれば、この社会で生きてゆくのは非常に難しい」ためである（落合 2019=1994：269）。なお、張は主に韓国の家族について分析を行っているが、日本にもその理論は当てはまると考えられる。晩婚化や離婚の増加、出生率の低さ、結婚・家族観などの様々な面で日本と韓国は共通の傾向がみられるため、日本の家族の変化も「リスク回避的個人化」、「個人主義なき個人化」という言葉で説明が可能だろう（張 2013：61-63）。

このように、日本においては、家族を中心とした生活の追及を支援する制度が、個人中心の、個人単位の生活の追及を支援する制度に変化していくという意味での個人化は進んでいないといえる。制度的には、従来の家族が優遇されている。

2. 現行制度と制度の個人化

前章において、人口統計上の個人化が進んでいることとは裏腹に、制度の上ではいまだ家族の形成を前提としており、個人中心の、個人単位の生活の追及を支援し、多様なライフコースに中立的な制度に変化していくという意味での個人化は進んでいないことを確認した。以後、この家族を前提とした制度が個人単位の制度に変化していくという意味での個人化を指して「制度の個人化」と呼ぶこととする。2章では、制度の個人化が求められている現状を確認する⁵。

2. 1 家族を重視した福祉とその問題

制度の個人化が乗り越えようとする対象である現行の家族を重視した福祉は、どのようなもので、どのような問題を持つのだろうか。本節では大きく家族をケアの主な担い手とする問題と「男性稼ぎ主モデル」の問題の二つを取り上げ、考察する⁶。

2. 1. 1 ケアの担い手

家族を重視した福祉の特徴の一つとして、まず、家族をケアの主な担い手としている点が挙げられる。ファイマンのいう「避けられない」依存の多くが、家族によって担われている（ファイマン 2009=2004：28）。

例えば人の発達過程の一部である子ども期の養護・教育や、年を取れば必要となる介護がそれに当たる。保育園は親の就労や病気などの理由により、家庭において十分に養護・教育

⁵ なお、ここでいう制度とは、福祉制度に加えて雇用制度や税制、婚姻制度を含む幅広い領域を指す。

⁶ 家族をケアの主な担い手とすることと、男性稼ぎ主モデルを想定していることという二つの特徴に分けて家族を重視した福祉の特徴・問題を整理する視点は、（江釣子 2019）を参考にした。その際、家族がケアの主たる担い手とされるという意味であり、主だったケアを担うという意味ではないことを分かりやすくするため、江釣子の「家族を主なケアの担い手とする」という表現から「家族をケアの主な担い手とする」へと表現を一部変えている。

できない場合に、家庭に代わって子どもを保育する施設である⁷。ここから、子どもの保育の中心は家族であるという認識が存在することがわかる。現に、国は「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識」のもとに児童手当などの様々な子育て支援策を講じている⁸。介護においてもその姿勢は同様で、介護サービスの利用限度額を超えると全額自己負担となるなど、家族が一定以上の介護を担うことを要請しているといえる。重度の介護度合いであることや過去1年間介護保険サービスを受けていないなどの厳しい条件を科せられた家族介護慰労金が年10万円程度でしかなく、介護休業給付も「被介護者の状態が2週間以上にわたり常時介護が必要であること」という厳しい条件がありながら賃金の67%しか給付されないなど、介護を担う家族に対する保障も十分ではない⁹。また、生活保護のいわゆる扶養照会も、第一に家族が依存者を支えるべきという規範の典型と言えよう。ケアの負担はなるべく家族が担い、国による支援は最低限であるべきだという姿勢は明らかだろう。

このような特徴から、ケアの担い手の負担増や福祉へのアクセスの阻害という問題が生まれる。

まず、ケアを一手に引き受けることを期待される担い手は、大きな負担を背負うことになる。大沢によれば、後述する「男性稼ぎ主モデル」と組み合わせ、日本において「家庭責任は妻がフルタイムで担うものとされ、それを支援する保育、介護等のサービスは、低所得や『保育にかける』などのケースに限って、いわば例外として提供される」という（大沢2004：54）。詳しくは次項で述べるが、長時間労働を求められる男性の家事への参加は抑えられ、また共働きの場合でも、性別役割分業規範の影響からか主たる家事の担い手は女性であることが多い¹⁰。また、落合によれば、現代の家族はきょうだいが多かった1960年代の子育て世代のように親族に頼ることが難しく、その負担は大きい（落合2019=1994：88-91）。

次に、家族をケアの主な担い手とすることで、必要な人が福祉へアクセスすることが阻害される。前述したように、ケアは家族内で行われるという期待によって、保育や介護サービスは例外として提供される。保育の利用においては、「保育に欠ける」という言葉こそ変わったものの、保育の必要性を認定される必要があり、就労、妊娠、出産など定められた「事由」に該当していなければならない¹¹。これによって、「子どもを保育園に預けるためには就

⁷ 全国保育協議会 「保育園」を知ってください 1. 「保育園」とはどんなところ？

<https://www.zenhokyo.gr.jp/hoikuen/kiji/ho-1.htm> (2023/1/31)

⁸ 内閣府 児童手当 <https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/index.html> (2023/1/31)

⁹ 厚生労働省 Q&A～介護休業給付～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158665.html> (2023/1/31)

¹⁰ 内閣府 平成21年度 インターネット等による少子化施策の点検・評価のための利用者意向調査 最終報告書 第2章 4. (4) 夫婦の家事・育児の分担割合

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/cyousa21/net_riyousha/html/2_4_4.html (2023/1/31)

¹¹ 内閣府 子ども・子育て支援新制度について V. 保育の必要性の認定・確認制度

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/setsumei_5.pdf (2023/1/31)

労証明書が必要だが、保育園が決まらなると働けない」などの困難が生まれてしまう¹²。また、生活保護制度においてもアクセスが阻害されている。生活保護法第4条第2項には、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする定められている。この「優先」という言葉は、受給のための「要件」とは異なるが、誤認のおそれのある表現が数多く用いられている(岩永ほか2018)。扶養義務者は直系血族と兄弟姉妹の絶対的扶養義務者と、三親等内の親族である相対的扶養義務者に分けられ、後者は「特別の事情」があると認められた場合だけ扶養義務を負うとされる(岩永ほか2018)。このように扶養義務者の範囲は広いが、受給の「要件」ではなく、その義務の履行は「円満裡」に行われることが求められている。しかし、このことは一般的にはよく知られていないか、納得されておらず、2012年にはお笑い芸人の母親の生活保護利用が不正受給であるかのように激しくバッシングされたこともあった(岩永ほか2018)。家族をケアの主な担い手とする規範がこの認識を生んでいると考えられる。このような報道や世間の認識は、扶養義務を実質的な「要件」に変え、利用への心理的なハードルとなっているといえる。おおむね15%から20%とされる生活保護制度の捕捉率の低さも、このような制度へのマイナスイメージによるところが大きい(湯浅2009:28)。

2. 1. 2 男性稼ぎ主モデル

家族を重視した福祉のもう一つの特徴として、「男性稼ぎ主モデル」を想定している点が挙げられるだろう。「男性稼ぎ主モデル」とは、男性が家族の主たる稼ぎ手であり妻は主に家事、育児を担う形である。このような家族を標準とする規範のもとでは、「継続就業するとみなされる男性が『家族賃金』、すなわち家族を含めた生活を保障する処遇とともに、社会保障の対象となり、女性や子どもはその扶養家族として付随的な保障を受ける」こととなる(大沢2004)。女性有償労働は結婚までの短期雇用が前提で、男性の補助業務を請け負っていた(濱口2021)。

実際に日本の福祉はこの形を前提としている。例えば、国民年金の「第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、原則として年収が130万円未満の20歳以上60歳未満の方」は第3号被保険者となるが¹³、彼らは自分で保険料を負担しなくとも年金の支給を受けることができる。また、所得税においては、配偶者の1年間の給与収入が103万円以下の場合には配偶者控除が、133万円以下の場合には配偶者特別控除が受けられる¹⁴。住民税についても、金額は異なるものの同様の控除が存在する。このように、日本の福祉制度は「男性稼ぎ主モデル」を想定し、そのような家族を支援するように作られている。

¹² 保育士ライフ 保育園と仕事探しはどちらを先にする？【就活と保活の優先度】

<https://hoiku-life.com/hokatu/shigoto-sagashi.html> (2023/1/31)

¹³ 日本年金機構 Q「第1号被保険者」、「第3号被保険者」とは何ですか。

<https://www.nenkin.go.jp/faq/kokunen/seido/kanyu/20140602-01.html> (2023/1/31)

¹⁴ 国税庁 No.1191 配偶者控除

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1191.htm> (2023/1/31)

No.1190 配偶者の所得がいくらまでなら配偶者控除が受けられるか

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1190.htm> (2023/1/31)

このような特徴から、女性の自立の阻害や標準から外れた家族・個人の困難という問題が生まれる。

まず、「男性稼ぎ主モデル」を想定することは女性の自立を阻害する。例えば、現行の税制度・社会保険制度によって「税や社会保険料負担を回避するために、雇用者の妻が無業ないしパート就業にとどまり、労働時間または年収をあえて抑えるよう促される」ことが指摘されている（大沢 2004：57）。これは「103 万の壁」、「130 万の壁」などと呼ばれるものであるが、これを理解し、意識して働くことが推奨されている¹⁵。また、男性は長時間労働や転勤など会社への全人的な参加が必要とされるため（濱口 2021：235）、家事労働が女性に押し付けられる。実際に、総務省統計局「令和 3 年社会生活基本調査の結果」によれば、2021 年の子供がいる世帯のうち 6 歳未満の子供がいる世帯について、夫と妻の家事関連時間をみると、夫は 1 時間 54 分、妻は 7 時間 28 分となっており、育児に限っても夫が 1 時間 5 分であるのに対して妻は 3 時間 54 分と負担の差は歴然としている。介護においても、15 歳以上でふだん家族を介護している介護者のうち、男性が 256 万 5 千人、女性が 396 万 9 千人となっており、女性が介護者全体の約 6 割を占めている（総務省統計局 2021）。さらに、女性は男性に比べ非正規雇用が多く、管理職割合も低いため、賃金が男性と比較して低い。令和 2（2020）年における非正規雇用労働者の割合を見ると、女性は 54.4%、男性は 22.2%であり、女性は半数以上が非正規雇用となっていることがわかる。役員・管理職に占める女性の割合も、令和 2（2020）年は、係長級 21.3%、課長級 11.5%、部長級 8.5%と上位の役職ほど低いという現状がある¹⁶。このような背景から、令和 3 年の男女賃金格差は男性を 100 とすると 75.2 に抑えられている¹⁷。家事労働負担と職場での格差の二つは互いが互いの要因となっており、その結果として女性が家庭に入ることを強力に促しているといえるだろう。三具によれば、マクロレベルの夫婦を取り巻く集団や社会制度が妻たちの就業意欲を押しつぶし、またジェンダー・イデオロギーを内面化していない夫婦であっても、「収入の多いほうが労働市場に留まり、家事スキルの高いほうが労働市場を離れるのが合理的」と判断させられてしまう（三具 2007：321）。

これらの労働市場からの退却は女性の自立を阻害する。ファイナマンは、普遍的で避けられない依存を引き受け、ケアの責任を果たすことで介護者自身が人や社会的資源に頼らざるを得なくなる依存の形を「二次的依存」と呼んだ。「今の社会では、二次的な依存者は家

¹⁵ TOWNWORK マガジン 103 万の壁、106 万の壁、130 万の壁、150 万の壁とは？知らないと思える税金・社会保険の「収入の壁」

<https://townwork.net/magazine/knowhow/taxes/42842/>（2023/1/31）

¹⁶ 男女共同参画局 男女共同参画白書 令和 3 年版 第 1 節 就業をめぐる状況

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/html/honpen/b1_s02_01.html（2023/1/31）

第 2 節 企業における女性の参画

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/html/honpen/b1_s02_02.html（2023/1/31）

¹⁷ 厚生労働省 令和 3 年賃金構造基本統計調査 結果の概要 賃金の推移

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2021/d1/01.pdf>（2023/1/31）

庭内で経済的・構造的資源を得ることが求められ」ており、女性は男性稼ぎ主に依存することを求められる（ファインマン 2009=2004：38）。家族をケアの担い手と位置づけ、「男性稼ぎ主モデル」によってその中の女性にケアを押し付けることで市場や国家、男性はその負担から自由となるが、それによって女性は二次的依存を余儀なくされる。そして一度二次的依存に陥ると、再び自立することには困難が伴う。

次に、「男性稼ぎ主モデル」を想定することで標準から外れた家族・個人の困難が生まれる。前述の配偶者控除などは、標準とされる男性稼ぎ主と専業主婦からなる夫婦には利用できるが、夫婦ともにフルタイムで働く共働き家庭やひとり親家庭・事実婚カップルなどには利用することができなくなっている。シングルマザーは専業主婦と同様の家事や育児をしても第三号被保険者としては年金を受けられない。家族単位の福祉は法律婚に対して行われることが多く、「結婚が国家の援助と公的扶助を受けるために支払わなくてはならない入場料」になってしまっている（ファインマン 2009=2004：96）。また、「男性稼ぎ主モデル」を想定した長時間労働が前提の労働市場も、家事との両立の障害となる。特に、女性のひとり親家庭の困難は大きく、厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」によれば母子世帯の母自身の平成 27 年の平均年間収入は 243 万円だが、父子世帯の父自身の平成 27 年の平均年間収入は 420 万円と、男女差が有意に収入に影響しており、シングルマザーの家庭の貧困率は非常に高いことがわかる。さらに、母子世帯の母の就業状況のうち正規の職員・従業員は 44.2%だが、非正規労働は派遣社員 4.6%、パート・アルバイト等 43.8%を合わせて 48.4%と非正規雇用が正規雇用を上回る結果が出ている（厚生労働省 2016）。

以上のように、現行の家族を重視した福祉には家族をケアの主な担い手としている点と「男性稼ぎ主モデル」を想定している点という二つの大きな特徴があり、それに伴う問題が存在することを明らかにした。この二つの他にも、家族を重視した福祉の基盤となっている結婚制度それ自体が女性に不利益を被らせるなどの指摘もある（ファインマン 2009=2004）。家族を重視した福祉は多くの問題を抱えており、社会の現状に合っているとは言い難い。

2. 2 制度の個人化へ

前節でみてきたように、これまでの社会は家族を社会の基礎とする社会であり、今もまだそうであるといえる。「誰もが同じような、サラリーマンの夫と専業主婦の妻、二、三人の子どもたちからなる近代家族、行政用語でいえば『標準家族』に所属しているはずだという前提」の上に、そしてその背景にある性別二元論や性別役割分業の上に、雇用システムも社会保障システムも成り立っていた（落合 2019=1994：224）。それゆえ、シングルマザーなど「標準家族」から外れた人々は不利益を被っていた。しかし今では、「標準家族」を形成する人は多数派ではなくなり、彼らのみを優遇する制度によって抑圧されている人々の数はますます増えている。また、落合によれば、そもそも強固な親族ネットワークがあつて初めて家族だけでケアができていたのであり、きょうだいが多かった時代と今日では状況が異なるという（落合 2019=1994：89）。さらに、雇用が不安定化し、離婚も増えた現代では安心して主婦をやっていることが難しい（落合 2019=1994：229）。加えて、性別二元論や性別役割分業それ自体にも抑圧性が存在する。もはや制度の上で家族を単位とすることはやめ、多様なライフコースに中立的な、個人を単位とする社会へ変革すること、つまり制度

の個人化が必要だと考えられる。具体的には、所得税の配偶者控除など家族を単位とし、家族にのみ与えられる特権と、生活保護の扶養照会や同姓を名乗る義務など家族を単位とし、家族にのみ課せられる負担を廃止するべきだろう。

制度の個人化と類似する主張として、「シングル単位社会」（伊田 1998b）というものを紹介する。伊田は、伝統的な「異性愛性分業家族モデルに合わせているだけでは、『働きすぎ』問題にしても、女性差別問題にしても、婚外子差別にしても、同性愛差別にしても、高齢者介護問題にしても、少子化にしても解決しない」と述べ、家族の枠を超えて個人同士が支え合う社会を構想する（伊田 1998a：16）。現代社会は「届け出婚優遇体系（＝カップル単位制度）」（伊田 1998b：128）すなわち、税制や社会保険における専業主婦優遇政策と引き換えに家族に社会保障制度の肩代わりを担わせ、結婚していないと半人前とみなす、「異性愛結婚しろ、家族を作れ、正式の届け出をしろ、離婚するな、性分業をしろ、子どもを作れ、家族で面倒をみ合え」（伊田 1998b：25-26）という強制の強い社会だという。伊田はこれを変革し、共同体の役割から自由になって自分で選択し責任を取ることを提言している。具体的には、異性愛家族単位戸籍を廃止し、夫婦別姓を基本とし、夫婦の片方が離婚を望めば自由に離婚できるようにすることのほか、国家が家族を介さず個人に直接権利保障を行うこと、介護・育児を賃労働化すること、「103 万の壁」を廃止すること、年功制の賃金を廃止することなど、このほかにも様々な領域にわたって個人単位の制度に変革することを訴える（伊田 1998b）。逆に言えば、これほど多くの領域にわたって家族の形成を前提とする思想が根を張っているということでもある。非常にラディカルではあるものの、本当の意味で多様性を認めるためには、きれいごとの現状肯定ではなく秩序自体を変革しなければならないという伊田の主張には説得力がある。

このように、多様なライフコースを認めるためには、様々な人々を排除し、その内部の個人にも不利益を与える家族を単位とした制度を変え、制度の個人化を進めることが必要なことは明らかである。問題となるのは、伊田の主張のように徹頭徹尾個人化を貫徹させて良いのか、制度の個人化に負の面はないのかという点である。この点については、次章で検討することとする。

3. 制度の個人化を阻む課題

3. 1 制度の個人化への懸念

本節では、制度の個人化が必要とされるなかで、それが進まない要因を明らかにする。大きく「家族の絆」言説、依存者へのケアの問題、アイデンティティの問題の三つを挙げ、それぞれを乗り越える方法を検討する。その後次節では、これらの問題を乗り越えるための枠組みとしてニーズの分節化アプローチを提示する。

3. 1. 1 家族の絆

まず、制度の個人化は「家族の絆」を弱め、国力を損なうという意見がある。このような意見は「家族の絆を守る特命委員会」、「日本会議」など、いわゆる右派が主張している例が

よくみられる。家族を基礎としなければ再生産は成り立たず、社会がばらばらになってしまうという。右派シンクタンク「日本政策研究センター」代表としてよく知られる伊藤哲夫は、『これがわれらの憲法改正提案だ：護憲派よ、それでも憲法改正に反対か？』に掲載された岡田邦宏、小坂実との対談において、「家族を基礎として成り立つ社会というものを想定しないと、われわれの社会は実際は成り立たないんで、それを個人だけを強調する、個人の権利だけを強調するというのは、それは再生産に結びつかないし、要するに社会解体に拍車をかけるだけなんだ」と述べる（伊藤ほか 2017：162）。また、同センター研究部長である小坂は、家族は「社会を構成する基本単位であり、次世代の再生産機能を担う」と述べ、少子化に歯止めをかけるためには家族を「保護」する必要があると主張している（小坂 2017：135）。加えて、小坂はこれまでの少子化対策が有効でなかった理由として、結婚や家族の形成に目を向けてこなかったという点を挙げている。そしてその原因の、家族の個人化論や脱家族化論など「要するに、家族の機能を過小評価したり、家族の軽視や否定につながる考え方」（小坂 2017：143）や、「男らしさ」「女らしさ」と性別役割分担・性差を否定するジェンダーフリー教育、結婚や子どもを持つかどうかは個人の自由であるというような「家族の崩壊や少子化を助長するような記述」（小坂 2017：146）を野放しにさせないために、憲法に家族保護条項を追加する必要があると主張する。

しかし、前述したように、家族をことさらに重視することは特定のライフコースのみを優遇することにつながり、そうでない人々を抑圧する。能川によれば、右派の三歳児神話の正当化や母性、「家族の絆」を強調する姿勢は、「外で働く夫＋専業主婦＋子ども」という「標準家族」をあるべき姿とする家族観と結びついている（能川 2018：26）。このような家族観に基づいて家族を「保護」しても、2章で扱ったようなケアの担い手の問題と「男性稼ぎ主モデル」の問題は解決しないばかりか、それを助長するだろう。彼らは「個人や個人の権利が大切だと言ったって、逆にその個人が生きていく社会が再生産されていくことがなければ、その個人の根底が崩れる」（伊藤ほか 2017：156）という考えを唱えるが、それは個人よりも社会を重視するという前近代的な思想の表出だろう。確かに少子化は社会にとって大きな問題であり、対処すべきかもしれないが、そのために個人の権利を制限するのは適切でない。伊田の言葉を借りれば、「家族という親密な共同体によるメリットがあるとしても、そのプラス面はマイナス面の克服のなかで考えるべきもので、プラス面だけの強調やマイナス面の無視によっては解決しない」のである（伊田 1998a：16）。再生産労働を家族や女性だけに押し付け、お手軽に少子化を解決しようとする姿勢を改め、社会全体で責任を負うことこそが必要である。「標準家族」を守らなければ社会が成り立たないという理論には根拠がなく、古き良き家族を復活させれば少子化は解決するという考えは幻想であるといえる。

以上、「家族の絆」言説自体は退けざるを得ない。絆を強調し、「標準家族」の形成を強いるような方向性では現在生じている歪みに対処できないし、個人化によって社会がばらばらになってしまうとは限らない。だが、依存者へのケアや再生産は社会を維持するために不可欠な労働であり、支援しなければならぬという点は確かである。また、多くの人が「家族の絆」を信じ、その幻想を拠り所としていることも認めなければならない。この2点については、次項以降で述べることとする。

3. 1. 2 依存者へのケア

次に、制度の個人化は自立できない依存者やそのケア者を取り残してしまうという懸念がある。単に家族をより簡単に解消できるようにするだけでは、「これまで家族が個人の自由を制限してまで担ってきた重要な機能」、すなわち依存者へのケアが不十分になってしまう（久保田 2011 : 115）。1章2節2項で述べたように、家族の個人化にはその人の持っている資源によって非対称性がある。例えば経済的に自立した個人同士の家族内においては、性的・人間的魅力の差によって階層化が起きる。しかし、より深刻なのは依存者である。子どもや高齢者、障害者などケアを必要とする人の権利がそのような勢力闘争のなかで守られるとは考えづらい。「家族規範は自由の『制約』のみならず、家族内で依存的な立場にあるものにとっての自由の『条件』として機能」してきたため、それらの代替機能が必要となる（久保田 2009 : 81）。さらに、ケアの担い手も仕事とケアの両立ができない場合は自立が難しい（落合 2019=1994 : 230）。

しかし、これを理由に従来の家族単位の制度を温存すべきだという主張をするのは適切でない。従来の制度の下で家族が機能不全に陥っているのは前述したとおりである。今までのように、依存者へのケアを家族に丸投げできていたことが異例であったと認識を改めなければならないだろう。ファイマンは以下のように述べる。

新しい家族は、伝統的な結婚を中核に持つ家族とは何から何まで同じように機能しないかもしれない。とはいえ、私たちは、伝統的に家族が担ってきた最も大切で基本的な役割である依存への責任を新しい家族が果たせるように、彼らのニーズに応える家族政策を用意する必要がある。（ファイマン 2009=2004 : 61）

制度の個人化を進めつつ、しかしそれと同時に、依存者へのケアや再生産を支える新たな制度を構築することが求められている。

例えば、法的カテゴリーとしての婚姻を廃止し、養育単位に対して保護を与えることが有効だという意見がある。ファイマンによるこの提案は、成人同士の関係の自由さ/不安定さを容認しつつ、「子どもなどケアが必要な弱者との関係性は『選択不可能』『解消困難性』を維持することを求める」ものである（山田 2004 : 352）。法的カテゴリーとしての婚姻を廃止することで性関係に基づく法的特権、日本で言えば税の控除や年金の第三号被保険者など、をなくし、女性が「合理的」に家庭に入る理由を減らし法律婚以外の関係との不平等を是正することができる。ファイマンは、「すべての性的な関係は互いに平等なものとなり、またあらゆる関係を性的な関係と同等に扱える」ようになると述べる（ファイマン 2003=1995 : 252）。加えて、依存の必要な弱者とそのケアの担い手という単位（「母子対」¹⁸）を保護された空間とし、国家によって制度的に優遇することで支える。これまでの社会では、この依存の単位を家族内部に押し込み、男性稼ぎ主を優遇することで間接的に対処してき

¹⁸ ファイマンはケアの与え手と依存者との相互関係を論じる際に意図的に「母子」というジェンダー中立的でない用語を使い、「母親という言葉に一般に賦与されている養育的意味」（ファイマン 1995=2003 : 259）、すなわち直接ケアに手を染める「母親」業こそがケアであり、法的権利のためには男性も女性も「母親」業を行うべきだと主張する。

た。ファイマンは「もし私たちが依存に取り組み、家族への社会的・経済的扶助を使ってケアを確実なものにしようと望むのならば、どうしていつそケアの担い手と依存者との直接的な関係に着目しないのだろうか」と問い、婚姻や性愛とは無関係に、ケアのユニットを保護すべきだと主張する(ファイマン 2009=2004:99)。このような主張の根底にあるのは、依存は避けられないものであり、そうであるがゆえに社会全体で支えるべきだという理論である。生まれてから子どもである間、そして年老いるとほとんどの人がケアを受けて生きることになる。誰もが支えられているのだから、その責任もまた誰もが負うのが適切であろう(ファイマン 2009=2004)。このようにして、彼女は国家によって支えられるが、しかし国家の監督は受けない空間の確保を狙っている(ファイマン 2003=1995)。

以上、制度の個人化を進めることで依存者へのケアが取り残されうるという懸念については、制度の個人化とともに、ケアを保護できる可能性は十分にあることがわかった。むしろ、依存者へのケアを従来の家族に背負させたままでは早晚機能不全に陥るだろうし、出生率の低下はその兆候とも考えられる。制度の個人化とともに依存者へのケアを保護することが必要とされているのである。

3. 1. 3 アイデンティティ

さいごに、制度の個人化では人々の「アイデンティティ欲求」に応えられないという指摘がある。自ら選択できず、解消できない関係性だからこそ安心できる場所として、家族は求められているのではないか。「アイデンティティ欲求」とは、「自分を個別的な存在、固有名をもった存在として認めてもらいたい、自分も誰かを認める存在になりたいという欲求(中略)自分がこの社会で不可欠な存在であることを確認したいという欲求、個人が生きている意味を求める欲求」を指す(山田 2009:205)。山田によれば、前近代社会において人々は宗教や地域社会によって、すなわち周囲と同じ宗教や共同体に属することでアイデンティティ欲求を満たしていた。そして近代に入ると、家族や会社が手軽に存在意義を承認してくれていた。山田は以下のように述べる。

結婚して子どもをもつことは、単に機能的必要を満たすというより、自分のアイデンティティを保つ対象を得る意味合いが大きい。同じく、会社に入るということは、単に収入の手段を得るという機能的必要以上に、会社共同体によって自分のアイデンティティの保証を得るという面が強いのだ(山田 2009:206)。

しかし現在では、家族も比較的容易に解消可能になり、転職もよくみられるようになった。ベックは、近代化とそれに伴う個人化によってアイデンティティすらも決定可能なものとなると述べる(ベック 2022=2002)。これは逆に言えば、もはやアイデンティティが与えられるものではなく、自ら選びとらなくてはならないものとなっていることを意味する¹⁹。

実際に、「アイデンティティ欲求」を満たす場所としての家族は必要とされている。前述した「家族の絆」言説に一定の共感を呼ぶ力があるのは、「古き良き共同体」がノスタルジ

¹⁹ ベック 2002=2022 の序文においてパウマンは、個人化の本質は人のアイデンティティを「所与」のものから「課題」へと変容させたことにあると述べた。

ックであり、人々が「アイデンティティ欲求」を家族に頼らずに満たさなければならないことに不安を感じているからだと考えられる。家族が簡単に解消可能になれば、家族成員としてのアイデンティティ、言い換えれば自身の代替不可能性・不可欠性もまた低下してしまう。今までも家族は解消可能であっただろうが、「家族はずっと一緒」であるという幻想によって「アイデンティティ欲求」が満たされやすくなっていたと考えられる。独身者が結婚の利点として一番に「子どもや家族をもてる」、二番目に「精神的安らぎの場が得られる」という点を挙げていることから、結婚することが「アイデンティティ欲求」を満たす手段となっていると推測できる²⁰。

さらに、家族が制度として保護され、社会的に承認されていることで「アイデンティティ欲求」が満たされやすくなっている。例えば、仮にファイマンが提案するように結婚の特権がすべてなくなったとしても、結婚制度という枠組み自体の廃止にもまた大きな反発があると想像できる。ベックによれば、自分自身のアイデンティティの創造者であるためには恒常的な努力が必要になる（ベック 2022=2002）。だが、結婚していれば誰かの「夫」「妻」として簡単に自分の固有性を認識できるし、周囲からもそう認めてもらえる。制度として保護され社会的に承認されていることは、自分自身だけでなく周囲の認識を変え、それによって「アイデンティティ欲求」を満たしやすくなるのだ。実際に、同性婚を認めるべき理由として「同性カップルの結婚が認められないことは、二人が社会的にいつまでも認知されないことを意味します。『結婚すら認められない関係性』ということで劣ったものと印象付けられることにもなりかねません」という意見がある²¹。これは、関係性を社会的に承認されたいという欲求であり、「アイデンティティ欲求」と重なる部分があるだろう。

このような家族に求められる「アイデンティティ欲求」は代替することが難しい。多くの社会学者が、愛情など「アイデンティティ欲求」を満たす家族の機能は残り続けると考えている²²。山田は「今まで家族に求められてきた機能的必要は、市場でも、プライベートな関係でも、社会保障であっても、それを代替することは可能である」と述べるが、「自分をかけがえのない存在として見てくれる相手は供給したくても、できない」と言い、家族の機能は代替できるが家族そのものは代替できないと述べる（山田 2009：206）。自分を代替不可能な存在として認めてもらうために、家族が果たす役割は大きい。

しかし、制度の個人化を進めつつ「アイデンティティ欲求」を満たすことも可能である。人々が日常において「家族」という言葉を使うとき、それは必ずしも法律婚と血縁で結びついた家族のみを指すわけではないし、ましてや「標準家族」のみを指すわけでもない。「家族」という言葉で形容されるような親密性とそれによって満たされる「アイデンティティ欲求」は代替不可能であっても、そして制度として保護され、社会的に承認される家族でなけ

²⁰ 国立社会保障・人口問題研究所 第15回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）第I部独身者調査の結果概要

https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/NFS15_report3.pdf （2023/1/31）

²¹ MARRIGE FOR ALL JAPAN よくある質問 <https://www.marriageforall.jp/marriage-equality/faq/> （2023/1/31）

²² オグバーンの家族機能縮小論や、パーソンズの家族機能専門化説においても、愛情やパーソナリティの安定化機能は残るとされる。（岡元ほか 2014：36-37）

ればならないとしても、それは現在の結婚制度や家族単位の制度が不可欠であることを意味しない。制度の個人化を進め、多様なライフコースに平等な制度にしたうえで新しく「アイデンティティ欲求」を満たす、存在意義を承認し合う関係性を定義すればよい。それは確かに古き良き時代の家族ほど強く自らの存在意義を承認してくれるわけではないだろうが、「アイデンティティ欲求」を満たしつつより自由な関係性となるだろう。反対に、法的に保護され、社会的に承認された家族、強固な家族こそが必要不可欠なのだとなれば、現状のように男女二人による異性愛以外の関係や夫婦別姓を望むカップルなどを排除している制度であってはならない。いずれにせよ、「アイデンティティ欲求」を満たす「家族」は現在の制度で優遇されている政策単位の家族と似て非なるものであるため、制度の個人化に反対する根拠とはならないだろう。

以上、制度の個人化では人々の「アイデンティティ欲求」に応えられないという指摘については、制度の個人化は「アイデンティティ欲求」を満たす家族を壊すのではなく、再構築を目指すものであることを確認した。家族は制度の個人化では壊れることはないし、今後も人々の「アイデンティティ欲求」を満たし続けるであろう。もしも法的な保護が必要なのであれば、異性愛関係にとどまらないより広い関係性を新しく保護すればよい。

3. 2 ニーズの分節化

前節で扱った制度の個人化に対する懸念のうち、依存者へのケアとアイデンティティの問題は、制度の個人化を進めるうえで乗り越えるべきものであった。本節では(久保田 2011)の家族的ニーズの分節化アプローチを参考に、上記2点の問題と制度の個人化を両立させ、正当化するための視座を提示する。

まず、個人の選択の自由と家族の中で依存的な立場にある者の自由は緊張関係にある(久保田 2011)。久保田は、「政策単位の個人化」問題を整理し、争点は「いかにして個人の選択を超えるニーズを認め、いかにして公的に支援できるか」にあると述べる(久保田 2011 : 117)。家族内に関して言えば、個人化を徹底し、個人の利害対立により家族が容易に解消されるならば、子どもや障害者など家族内の依存者の福祉が害されてしまう。反対に、家族内の個人が利害の対立を抱えながらも家族を解消できなければ、個人の自由が制限されてしまう。さらに、家族の外に目を向ければ、「もし子どもを持つことも持たないことも、個人の自由な選択に基づく等しく尊重されるべきライフスタイルだとすれば、子どもを持たないことを選択した人々から、子どもを持つことを選択した人々への再分配が正当化されるのはなぜだろうか」という疑問が浮かぶ(久保田 2011 : 114)。多様なライフスタイルの自由と従来家族が担ってきた普遍的なニーズを両立させるロジックが必要とされている。ここで、山森によれば、ニーズ(=必要)とは「ひとがどのような生の構想や目標をもっている、まずは達成しなければいけないもの」、あるいは「社会でひとと何らかの関係を持ちながら生活するための前提条件」と定義できる(山森 1998 : 60)。そしてそれは、ウォンツ(=欲求)と異なることが強調される。「欲求(選好、需要)しないことを必要(need)とし、必要(need)としないものを欲求(選好、需要)する」例は枚挙にいとまがなく、ニーズは当事者の意思だけでなく客観的な価値判断が担保されているからである(山森 1998 : 60-61)。この点から、ニーズは「公共政策が正当であるか否かを判断する究極的基礎」とさ

れる（山森 1998 : 60）。ただし、ニーズ当事者がマイノリティで、客観的に判断する主体がマジョリティであるなどの場合は、抑圧やパターナリズムに接近してしまう（山森 1998）。

制度の個人化と家族内の普遍的なニーズの保護を正当化するためには、家族的ニーズの分節化が有効である。家族的ニーズの分節化とは、「家族自体をニーズとするのではなく家族的ニーズを個別のニーズへと分節化し、社会的なニーズとして正当化が可能かを検証した上で、家族の枠組みを超えて福祉の対象としていくこと」だといえる（久保田 2011 : 120）。久保田は、ニーズに対する福祉の過小としての貧困と、ニーズに対する福祉の過剰としてのパターナリズムを検討し、家族自体はもはやニーズではなく、家族の中で担われてきたニーズのみを保護すべきだと述べる。ニーズに対する福祉の過小としての貧困とは、住居や生活費というニーズが満たされなければ困窮してしまうことなど、ニーズが満たされず不利益を被る場合を指す。反対に、ニーズに対する福祉の過剰としてのパターナリズムとは、「本来はウォンツに過ぎないものに対して福祉が過剰に供給されることにより、個人の欲求の自由な追求が不当に阻害されたり、不平等が引き起こされたりする場面」として想定される（久保田 2011 : 118）。福祉の過小も過剰も回避すべきことであり、この視点に立てば、制度の個人化と普遍的なニーズの保護を両立させることができる。誰もが結婚し子どもを持つことが想定できた時代であれば、誰もが家族に対する支援や給付を受けることができ、「家族は万人に共通の経験であり、家族自体がニーズとでも呼べるものであった」（久保田 2011 : 118）。しかし、今日では家族を持つことは必然でなく選択の結果となり、ニーズからウォンツとなったといえる。家族を持たない、子どもを持たないライフスタイルの自由を考えれば、「家族自体をニーズとみる従来の枠組みは、限りなくパターナリズムに接近してしまう」（久保田 2011 : 118-119）。他方で、家族の中には普遍的なニーズが存在することも事実である。久保田は、「これまで家族福祉と呼ばれてきたニーズの束を解きほぐし、その中から正当化可能なニーズを救い出すことはできないか」と問う（久保田 2011 : 119）。これを目指すのが家族的ニーズの分節化アプローチである。

まず、家族的ニーズの分節化によって、依存者のケアというニーズの保護を正当化することができる。前述したフィンマンの理論は、依存者のケアは普遍的なニーズであることから、家族自体とは切り離して保護すべきだと主張していると解釈できるだろう。久保田は以下のように述べる。

依存者のケアというニーズと性的親密性にかかわるニーズを切断し、前者は普遍的で社会的なニーズとして認めるが、後者は実はそれ自体ニーズではないとして国家の撤退を要請する点に、フィンマンの議論の斬新さがある。まさにこのことにより、依存者のケアが性的親密性の不安定さによって掘り崩されることを回避するとともに、性的親密性を含む個人の自由なライフスタイルをできる限り保障することが可能になるのである（久保田 2011 : 120）

依存者のケアと性的親密性を切り離すことで、大きく三つの変化がある。第一に、シングルマザーや子育てをするレズビアンカップルなど、「これまで実際に家族的ニーズの一端を担いながらも、家族概念の外にあったために家族福祉を享受できなかった人々が、分節化されたニーズに応じて福祉の対象となる」（久保田 2011 : 120）。第二に、「標準家族」もまた、

「実際に個別のニーズを満たす限りにおいては、複合的に福祉の対象となる」(久保田 2011: 121)。第三に、ケアを担わないカップルなどは、「これまでの婚姻家族制度のもとでは中核を占めていた性的親密性は、ニーズとは考えられない以上、福祉施策からは切り離される」うえ、「ケアを担う人々の生活を保障するために、負担能力に応じて、少なくない租税が課される」だろう(久保田 2011: 121)。依存が普遍的なニーズである以上、平等に負担しなければならない。依存者と言っても様々であり、必要とするケアの種類や程度によってニーズは変わるだろうし、依存者自身の意思をどのように反映していくかなどは議論の余地がある。とはいえ、ファイマンの議論を応用することで、家族の中の普遍的なニーズを家族自体とは切り離して保護することを正当化できるようになる。

ここで、「アイデンティティ欲求」もまた普遍的なニーズとして保護することを提案する。前述したように、家族は人々の「アイデンティティ欲求」を満たすという役割を持っており、これは人間にとって普遍的なニーズと考えられるだろう。依存者へのケアを保護するだけでは「アイデンティティ欲求」を掬い上げられない。そうであるならば、ファイマンが家族的ニーズのなかの依存者のケアと性的親密性を切り離して前者をニーズとし、後者をウォンツとして退けたように、性的親密性のなかの「アイデンティティ欲求」と性愛を切り離し、前者をニーズとして保護できるのではないだろうか。保護とはいっても、「アイデンティティ欲求」を満たす役割のために金銭的な支援などは必要ないし、干渉も不要だろう。関係性の社会的承認で十分だと考えられる。実際、性的親密性がウォンツとして後退しても、結婚という制度自体は特権を失いつつも維持される。これは、婚姻自体に価値を置く社会や名前の付いた関係性により、人々の「アイデンティティ欲求」が満たされるからである。このように考えると、それに相当する地位を異性愛以外の関係性にも保障することが必要である。家族単位で生きることが当然と考える人々にとって、このような単なる承認が大きな意味を持つだろう。これによって、従来の結婚制度の外で「アイデンティティ欲求」を満たしてきた関係性、例えば同性愛や友愛、一対一に閉じない関係などが異性愛と同様に社会的に認められる。副次的に、差別や偏見が少なくなることが期待できる。従来の異性愛関係もまた、「アイデンティティ欲求」を満たし続けるならば保護される。「アイデンティティ欲求」をニーズとして保護することで制度の個人化による悪影響は縮小するし、それは家族的ニーズの分節化アプローチを応用することで十分に正当化可能だといえる。

以上、制度の個人化に対する懸念として挙げられる「家族の絆」は幻想であり、依存者へのケアと「アイデンティティ欲求」は制度の個人化と十分に両立可能である。家族的ニーズの分節化アプローチを手がかりとして、二つのニーズの保護を正当化し、家族それ自体はもはやニーズではないとして制度の個人化をも正当化できることが確認された。

4. 制度の個人化の実現のために

4. 1 前章までのまとめ

本論文では、家族中心の制度の個人化を実現するまでの道筋を明らかにすることを目的として、そのために必要な情報や乗り越えるべき課題を整理してきた。

第1章では、まず個人化という概念について確認し、ヨーロッパ社会学における個人化と日本の家族における二つの個人化というそれぞれ位相の異なる個人化を整理した。ここでは、ベックの理論を参考に、現代において進展している個人化は家族や職場から人々を解き放つが、人々が共同体から解き放たれ家族に埋め込まれた場合とは異なり、最早緩衝材のない「再埋め込みなき脱埋め込み」という個人化の徹底であること、個人化は制度によって後押しされつつも規定されていることを確認した。続いて、日本の家族の個人化について、多くの先進諸国と同様に家族の枠内だけでなく、家族を形成するか否かが個人の選択に委ねられるようになっており、それは人口統計的にも確認できることを述べた。そのうえで、日本を含む東アジア諸国の家族の個人化は、社会や制度から過剰な要求を課される家族からの回避という欧米とは異なる要因によって進展しており、日本の制度は未だ従来の家族を優遇していることを指摘した。

第2章では、日本の家族を前提とし優遇した制度の特徴と、それによって生まれる問題を整理し、制度の個人化が必要とされていることを示した。具体的には、現行制度の特徴として家族をケアの主な担い手としている点と「男性稼ぎ主モデル」を想定している点の二つを挙げ、前者によってケアの担い手の負担増や福祉へのアクセスの阻害という問題が、後者によって女性の自立の阻害や標準から外れた家族・個人の困難という問題が生まれていることが確認された。これらの問題を解決するためには根本の家族重視の制度を改革する必要があること、そもそも家族を重視した福祉はライフスタイルの自由の観点から不平等であることなどから、制度の個人化が求められている。

第3章では、制度の個人化の実現に向けて乗り越えるべき課題として「家族の絆」言説、依存者へのケアの問題、アイデンティティの問題の三つを検討した。まず、「家族の絆」言説については、個人化によって社会がばらばらになってしまうとは限らないという点、「家族の絆」を強調することでは2章で述べた問題を解決できないことを述べた。しかし、依存者へのケアと「アイデンティティ欲求」については、社会の維持に不可欠な要素であり、単なる制度の個人化の徹底では取りこぼしてしまうことが明らかになった。このジレンマについては、久保田の家族的ニーズの分節化アプローチを手がかりとし、乗り越えることが示された。依存者のケアの問題については、家族のなかの依存者のケアと性的親密性を切り離し前者のみをニーズと認めることで保護を正当化し、制度の個人化と両立しうることが明らかとなった。またアイデンティティの問題については、性的親密性をさらに「アイデンティティ欲求」と性愛の二つに切断し、前者のみをニーズとみなし保護を正当化することで、制度の個人化と両立する可能性を示した。

次節では、制度の個人化と、依存者へのケアと「アイデンティティ欲求」のニーズの保護を両立させる必要があるという知見を踏まえ、これからの日本に求められる制度について考察する。

4. 2 求められる制度

4. 2. 1 制度の個人化

まず、本論文で幾度も述べているように、制度の個人化、すなわち家族中心で家族を構成するライフコースを前提とする制度を個人中心の、個人単位の制度に変革することが必要

である。個人化は多様性の尊重につながり、規範や「普通」というものに縛られずに生きるために必要不可欠である。昨今のダイバーシティ推進への関心の高まりなど、世界の動きを見てもこれが求められていることは明らかである。これに反対するのは、全体主義的に人々の統制や管理を効率的に行いたいと考える国家か、特権を失いたくないマジョリティだけであろう。マジョリティについては、従来「普通」とされていた生き方を志向する人はそれを続ければよい。それを否定することは個人化とは言えない。ただ、マジョリティのうちの大多数は、よりフラットに自分の生き方を見つめ直すことで、より豊かな人生を送ることが可能になるだろう。国家については、主権は私たちにあり、私たちの認識と行動を変えることで変化させることができる。このように個人化を進めることは重要であるが、それは人々の認識や考え方を変えることに限られない。制度を個人化に適合させること、制度でも個人化を後押しすることが決定的に重要である。主に2章で述べたように、家族を重視した制度は家族の外の個人に不利益を被らせ、その結果として「家族を形成すべき」という規範や性別二元論、性別役割分業などを強力に支えている。個人化とは真逆の方向に圧力をはたらかせているといえよう。家族を前提とした制度は、現在不利益を被っている人にとっても、不利益を被らないように規範に従っている人にとっても有害であり、機能不全に陥っている。家族的ニーズの分節化アプローチにおいても、家族はもはやニーズとはみなせず、制度的に優遇することは認められないといえるため、制度の個人化は正当化される。

具体的には、所得税の配偶者控除など家族を単位とし、家族にのみ与えられる特権と、生活保護の扶養照会や同姓を名乗る義務など家族を単位とし、家族にのみ課せられる負担を廃止すべきだろう。カップルであるという理由だけではいかなる優遇も許されない。例えば、夫婦が二人の成人として二人分の税を支払うことよってかなりの税収が見込めるし、家族福祉の名のもとに行われる公的な結婚支援事業やカップルへの住宅支援への支出も削減できる。男性を一家の主たる稼ぎ手とみなし優遇した賃金を支払う必要もない。また、夫婦間・家族間でも本人の訴えで暴力・性暴力などが認められやすくなるだろう。最終的には、家族単位的な見方の根本にある戸籍制度を個人単位に改革することが必要だろう。戸籍が国民の意識に影響を与え、家族単位の制度を温存することに寄与していると思われるからだ。これらに加えて、生活保護や失業手当など、様々な社会保障を拡充することも必要である。家族内での助け合いを期待するのではなく、一人でも安心して生きていくことができる社会を構築できなければ、本当の意味でライフコースを自由に選べるようにはならない。

4. 2. 2 ケアの社会化

ケアを社会化し、家族という枠とは切り離して依存者へのケアを保護していくこともまた必要である。3章1節2項で主に述べたように、単純に制度の個人化を進めるだけでは、これまで家族の中で保護されていた依存者とケア者を取り残してしまう。依存とはだれもが必要とする普遍的なニーズであり、そのケアは社会を成り立たせるために不可欠なものである。このように考えれば、依存者へのケアを法的に保護し、再生産を支援すること、それを社会全体で負担することは正当化される。

例えば、ケア者と依存者のユニットに対し、所得制限なく十分な金銭を給付することが考えられる。これは、ケア者が付きっ切りである場合を考慮し、働かなくとも十分に生活可能かつゆとりのある金額である。ケアを担うことで余裕のない生活を送るというケースはな

くすべきだ。そして、この給付によって保育園や介護サービスなどを利用できるように、これらの制度の充実と、そこで働くケアワーカーの賃金・労働環境の整備にも投資する必要があるだろう。加えて、ケアと両立しやすい職場制度や、ケア役割を終えて復帰をしやすい職場の整備と技能講習などの支援も求められている。企業もまた社会の一員としてケアに責任を負うからだ。このような施策が実現すれば、完全に自分の手でケアを行いたいケア者は経済的な心配なくその役目を全うすることができるだろう。一方で、ケアサービスを利用し、仕事とケアを両立したい人もまた満足できるだろう。依存者の側から見ても、ケア者に対して十分な報酬が与えられることは安心につながるだろうし、ケア者との関係が悪化した際には他の人とケアの関係を結び直すことが容易になる。給付金は、ケアと生活のために用いるのであればどのように使うかはケアのユニットの自由であり、ケア者が就業を続けるからといって減らされることがあってはならない。なぜなら、依存を社会全体で支えるための給付だからである。依存は誰もが経験する状態であるため、長期的に見れば世代間互酬と捉えられる。また、その依存をケアすることは社会を維持するために不可欠であり、すべての社会成員が行わなければならない。それゆえケアの役目を直接負わないのであれば、徴税を通して再分配することで間接的に責任を負うべきである。さらに、このユニットが「保護されるとともに監督を受けない空間」（ファイマン 2003=1995：257）であるために、プライバシーを確保することも必要だろう。社会からの支援を受けるからといって、管理下に置かれるわけではない。このように、ケアの社会化によって、制度の個人化でライフコースの自由を最大限保障しながらも家族の内外で生きる依存者を保護することができる（久保田 2011）²³。

ケアの社会化のための財源は、主に制度の個人化で廃止された様々な家族優遇施策で浮いた支出のほか、撤廃される税額控除による増収で賄うことができるだろう。不足する場合は、ケアは普遍的なニーズでありすべての社会成員で支えるべきだというロジックのもと、ケアを直接担わない人々に負担能力に応じた課税をかけることが想定される。特に、現在「男性稼ぎ主モデル」のもとで経済的に優遇されている男性には、少なくない税負担が課されるだろう。例えば、今までの家族単位とは異なり、子育てをする妻は男性の稼ぎを必要としないため、夫婦であってもケア者とはみなされず独身者と同様の税負担をする場合などがあるからだ。今まで家族内で再分配していた分を社会全体で再分配するのである。それが嫌なのであれば、当然直接的なケアを担う必要がある。もちろん、これは男女が逆の場合でも変わらない。久保田の言葉を借りれば、「単身者や子どもを持たないことを主体的に選択したカップルに対して、租税を通じて正当に次世代の再生産に関与する選択肢を提供することで、多様なライフスタイルのもとでの平等なコストの分担を目指すものと考えべき」ということになる（久保田 2011：121）。

²³ なお、ここではケアのユニットへの給付が定義上ケア者と依存者のどちらを支援の対象とするのかという議論については立ち入らないが、ケアが社会の維持に不可欠との前提に立てばケア者への、依存が普遍的なニーズとの前提に立てば依存者への支援とみることができる。どちらの視点も合わせたケアのユニットを対象とする支援とも定義できるかもしれない。

4. 2. 3 新しいパートナーシップ

「アイデンティティ欲求」を満たす関係性を、その形に関わらず承認していくことも必要である。3章1節3項で指摘したように、自分を代替不可能な存在として認めてもらうことはニーズであり、家族は人々の「アイデンティティ欲求」を満たす存在であったといえる。しかし、個人化によって性愛や血縁によるつながりである従来 of 家族の存在感は今後薄れ、それ以外で「アイデンティティ欲求」を満たすことが重要になってくるだろう。また、これまでもその役目を果たしていたが軽視されてきた関係性を、ニーズに応じて保護することも肝要である。精神的な支え合い、承認し合いのうち性愛関係にある異性や血縁関係だけが特別であるということに必然性はない。

例えば、現行のパートナーシップ制度を発展させ、性愛関係に限らない新しいパートナーシップ制度を創ることが考えられる。内容としては、現在の配偶者と同様の遺産相続権や医療行為の同意権など、血縁関係と同等の親しい関係であることを法的に承認し、社会がそのように扱うだけでよいだろう。制度的には単なる現行のパートナーシップの拡張であるが、「アイデンティティ欲求」というニーズを根拠とした要求である。肝心なことは、ケアを性愛から切り離したうえでの新しいパートナーシップだということである。ケアと性愛が切り離されているからこそ、新しいパートナーシップは従来 of 家族規範に回帰することなく、特権とは無縁の制度となることができるだろう。これにより、性愛や血縁と同様に「アイデンティティ欲求」を満たす役割を果たしてきた友愛を同等の地位に引き上げられるほか、婚姻外の性愛関係も「アイデンティティ欲求」を満たす限りは対等となる。さらに、新しいパートナーシップを重複可能な制度とすることで、一対一以外の開かれた関係性も同様に承認することができる。自立とは依存先が多いことだと考えれば、精神的な拠り所が多いに越したことはないだろう。

ただし、この新しいパートナーシップは、暫定的なものであるといえる。「アイデンティティ欲求」自体は確かにニーズではあるが、そこにパートナーシップのような社会的承認や法的保護が必要かどうかという点には疑問が残る。最終的には個人が自分らしく生きる過程で、多様な方法で満たし続けていくものであるだろう。とはいえ、制度の個人化を進めていこうという今日においては必要だと考えられる。個人化の波の中で、これまで家族に頼って「アイデンティティ欲求」を満たしてきた人々は大きな不安を抱えることになる。彼らにとって、社会からの承認は大きな支えとなるだろう。家族は安定し、安心できる場所であるという幻想を拠り所とした人々は、新たな幻想を求めるのではないだろうか。新しいパートナーシップは個人の自由を最大限尊重するため、容易に解消できるものでなければならないが、そこに幻想を見だし満たされるのであれば、それもまた重要な役目だと考える。このように、最終的にはパートナーシップのような関係性を法的に認める制度は不要となるかもしれないが、現状では必要だといえる。

一方で、すべての人々が新しいパートナーシップを結ぶべきだという価値観を醸成しないことも重要である。どのような関係性を築き、どのように生きるかは個人の自由であり、そのために求められている制度であることを忘れてはならない。「アイデンティティ欲求」を満たすために、パートナーの存在は必ずしも必要なわけではないだろう。そのため、繰り返しになるが新しいパートナーシップは優遇されず、結ばなくても何ら不利益のない制度である必要がある。言うまでもなく、ここでいう不利益には「普通ではない」というような

世間からの視線も含まれる。新しいパートナーシップは、新しい「普通」ではなく、メディアなどでもそれ以外の選択肢を可視化していくことが望ましい。

おわりに

本論文では、家族中心の制度の個人化を実現するまでの道のりを明らかにするために、制度の個人化を阻む課題と制度の個人化が乗り越えなければならない課題について考察してきた。そして制度の個人化を実現するために、それによって多様な生き方を同様に尊重するために、ケアの社会化を行うことと、新しいパートナーシップ制度を作ることを提言した。

しかし、多様な生き方を同様に尊重するということが最終目的であると考えれば、私の提言した内容には含むことができなかつた生き方もまた尊重されなければならない。制度とすることが適切かどうか、支援が必要ではないかという点は常に問い続ける必要があるだろう。また、変化を求めている人々との合意形成のために何が必要であるかという点に関しても、論文中では十分に考察することができなかつた。この点に関して、簡単に3点を挙げてみたい。

- ①現行制度によって不利益を被っている存在を可視化し、その権利や自由、ニーズの保障を訴えることができる。現行の家族単位の福祉から排除されているシングルマザーやセクシャルマイノリティ、現在のケアの形で苦しむケア者・依存者、現行の性別役割分業規範によって苦しむ女性・男性などの例を積極的に知らせ、道徳的な必要性を説くことで、マジョリティからの合意を得られやすくなるだろう。この際、マジョリティからの温情としてではなく、個人の権利を根拠とすることが重要である。マジョリティに受け入れられやすい表現をすることで事実をゆがめることにも注意しなければならない。
- ②この変革はマジョリティにとっても有意義であることを自覚させることも有効だろう。マジョリティの中にも、無意識のうちに規範に従って生き、本当の意味で自由に生きられていない人は多い。彼らが内面化する規範を相対化し、その存在に気づかせることで、自らも個人化を求める当事者であると認識するようになるだろう。現状維持を選ぶ人ももちろんいるだろうが、制度の個人化に反対する人は大きく減るだろう。
- ③新しいパートナーシップによってこれまでの規範的なライフコースも変わらず保護され、抽象的な「家族の絆」や国としての伝統などを担保できることを明示することも効果的だろう。個人化はマジョリティに対し生き方を変えることを要求するものではない。これまでの規範通りのライフコースを送ったとしても、それもまた尊重される。これまで過剰に優遇されてきた部分は是正されるが、「絆」や愛は変わらない。子どもを育てるのであればこれまで同様、場合によってはこれまで以上に支援されることになる。

このように、少しずつであっても社会の認識を変え、現実を可視化していくことが必要なのではないだろうか。この積み重ねが当たり前を問い直し、より本質的な議論を生むと考える。

これまで、日本に生まれた日本人であり、これといった障害がなく、異性愛者である自分が、自身の生きづらさを表明することは図々しいのではないかという思いが常に存在していた。しかし本論文を執筆するなかで、マジョリティ/マイノリティ関係なく、自分自身の生きづらさと向き合い、抱え込まずにより生きやすい社会を求めることがすべての人が多

様なままで生きやすい社会への道となるのだと気づいた。今後により良い社会のために、そして自分のために、自他の生きづらさに注目していきたいと思う。

参考・引用文献

- G. エスピン-アンデルセン, 2001, 『福祉国家の可能性：改革の戦略と理論的基礎』 渡辺雅男, 渡辺景子訳, 桜井書店.
- 張慶燮, 2013, 「個人主義なき個人化：『圧縮された近代』と東アジアの曖昧な家族危機」 落合恵美子編, 2013, 『親密圏と公共圏の再編成：アジア近代からの問い』 京都大学学術出版会, 39-65.
- 江釣子由萌, 2019, 「家族と福祉：『家族を重視した福祉』からの脱却」 『早稲田大学文化構想学部現代人間論系岡部ゼミ (ディスアビリティと現代) ゼミ論文集 2019 年度』 61-90.
- マーサ・A. ファインマン, 2003=1995, 『家族、積みすぎた方舟：ポスト平等主義のフェミニズム法理論』 速水葉子, 穂田信子訳, 学陽書房.
- _____, 2009=2004, 『ケアの絆：自律神話を超えて』 穂田信子, 速水葉子訳, 岩波書店.
- 濱口桂一郎, 2021, 『ジョブ型雇用社会とは何か：正社員体制の矛盾と転機』 岩波新書.
- 伊田広行, 1998a, 『シングル単位の恋愛・家族論：ジェンダー・フリーな関係へ』 世界思想社.
- _____, 1998b, 『シングル単位の社会論：ジェンダー・フリーな社会へ』 世界思想社.
- 伊藤哲夫, 岡田邦宏, 小坂実, 2017 「家族を否定すれば個人の基盤も壊れる」 伊藤哲夫ほか, 2017, 『これがわれらの憲法改正提案だ：護憲派よ、それでも憲法改正に反対か?』 日本政策研究センター.
- 岩永理恵, 卯月由佳, 木下武徳, 2018, 『生活保護と貧困対策：その可能性と未来を拓く』 有斐閣.
- 厚生労働省, 2016, 「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告 7 調査時点における親の就業状況」 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000188157.pdf> (2023/1/31)
- _____, 2016, 「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告 16 ひとり親世帯の平成 27 年の年間収入」 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000188167.pdf> (2023/1/31)
- 小坂実, 2017, 「憲法に『次世代を育成する』家族保護条項を」 伊藤哲夫ほか, 2017, 『これがわれらの憲法改正提案だ：護憲派よ、それでも憲法改正に反対か?』 日本政策研究センター.
- 久保田裕之, 2009, 『『家族の多様化』論再考：家族概念の分節化を通じて』 『家族社会学研究』 21(1), 78-90.
- _____, 2011, 「家族福祉論の解体—家族/個人の政策単位論争を超えて」 『社会政策』 3(1), 113-123.
- 能川元一, 2018, 「右派はなぜ 24 条改憲を狙うのか?：『家族』論から読み解く」 中里見博

- ほか, 2018, 『右派はなぜ家族に介入したがるのか：憲法 24 条と 9 条』 大月書店.
- 落合恵美子, 2013a, 「アジア近代における親密圏と公共圏の再編成：『圧縮された近代』と『家族主義』」, 落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成：アジア近代からの問い』 京都大学学術出版会, 1—38.
- _____, 2013b, 「東アジアの低出生率と家族主義：半圧縮近代としての日本」 落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成：アジア近代からの問い』 京都大学学術出版会, 67-97.
- _____, 2019=1994, 『21 世紀家族へ』 第四版, 有斐閣.
- 岡元行雄, 川崎澄雄編著, 2014, 『新パートナーシップの家族社会学』 学文社.
- 大沢真里, 2004, 「『男性稼ぎ主』型から脱却できるか：社会政策のジェンダー主流化」『社会政策学会誌』 11, 52-66.
- タルコット・パーソンズ, 2002=1978, 『宗教の社会学：行為理論と人間の条件第三部』 徳安彰, 富永健一, 挾本佳代, 油井清光, 佐藤成基訳, 勁草書房.
- 三具淳子, 2007, 「妻の就業決定プロセスにおける権力作用：第 1 子出産前の夫婦へのインタビューをもとにして」『社会学評論』 58(3)： 305-325.
- 総務省統計局, 2021, 「令和 3 年社会生活基本調査の結果 結果の概要」
<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/pdf/gaiyoua.pdf> (2023/1/31)
- 鈴木宗徳, 2015, 「ベック理論とゼロ年代の社会変動」 鈴木宗徳編, 2015, 『個人化するリスクと社会：ベック理論と現代日本』 勁草書房.
- ウルリッヒ・ベック, エリーザベト・ベック=ゲルンスハイム, 2022=2002, 『個人化の社会学』 中村好孝, 荻野達史, 川北稔, 工藤宏司, 高山龍太郎, 吉田竜司, 玉本拓郎, 有本尚央訳, ミネルヴァ書房.
- 山田昌弘, 2004, 「家族の個人化」『社会学評論』 有斐閣, 54(4)：341-354.
- _____, 2009, 「家族のオルタナティブは可能か？」, 牟田和恵編, 2009, 『家族を超える社会学：新たな生の基盤を求めて』 新曜社.
- 山森亮, 1998, 「必要（ニーズ）と福祉：福祉のミクロ理論のために（1）」『家計経済研究』 38： 56-62.
- 湯浅誠, 2009, 『反貧困—「すべり台社会」からの脱却』 岩波書店.

